大東文化大学基本方針

内部質保証に関する方針

2024 (令和 6) 年 2 月 1 9 日大学評議会

1. 内部質保証の目的

本学は、理念・目的および3つのポリシーに基づき、教育・研究活動と学生の学修成果の 向上を実現するため、自らの責任において教育・研究活動の適切な水準を維持するとともに、 改善・向上に向けた取り組みを公表し、継続的に大学教育の質の保証・向上を図る。

2. 内部質保証推進の中心となる組織体制

大学全体の教育・研究活動、その検証および改善・向上の一連のプロセスの運営、指示・調整、支援を行い、大学全体の内部質保証システムを促進するための中心的役割を担うとともに、各部局の内部質保証サイクルが円滑に機能するためのマネジメントを行うため、「学校法人大東文化学園・大東文化大学点検評価委員会(以下、法人・大学点検評価委員会という。)」を置く。法人・大学点検評価委員会は、内部質保証システムの適切性について、定期的に点検・評価を行う。

3. 自己点検・評価の実施および各組織の責任と役割

内部質保証システムのPDCAの「検証」にあたる重要な要素の一つである自己点検・評価を実施する。内部質保証システムの有効性に対しては法人・大学点検評価委員会が責任を担う。

≪大学全体≫

大学は、教育目標を実現するために教学マネジメントに関わる目標・計画を策定する。「大学基準」*に基づく自己点検・評価活動を原則として毎年度実施し、自己点検・評価結果(長所・問題点等)をもとに、大学全体の改善・向上を促進する。また、客観性を担保するため外部評価を実施する。

学長は、大学全体の内部質保証(教育・学習等)に関する教学マネジメントに対して責任 を担う。 ≪学部・研究科、その他の部局組織≫

各学部・研究科、その他の部局は、組織ごとに教育・研究活動等の計画立案、実施、自己 点検・評価による結果の検証、分析を行い、改善・向上に向けた取り組みを推進する。その ために「部局別点検評価委員会」を置く。また、点検・評価結果は法人・大学点検評価委員 会へ報告する。

学部・研究科等による内部質保証は、教育・学習をより重視し、その他、学生の受け入れ、 教員・教員組織、学生支援とする。学部・研究科(学部長、研究科委員長)及び、その他の 部局(各部署、機関)の長は、自ら立案する目標・改善計画および計画の実行、計画進捗の 検証の一連の流れを有効に機能させることについて、責任を担う。

≪教員個人≫

大学の理念・目的、方針に基づいた教育・研究目標の達成に向けて、授業内容や授業方法等の向上に努める。また、FD・SD活動への参加や学生による授業評価結果等を踏まえた教育活動、研究活動、社会活動等の適切性に関して、自己点検および自己評価を行う。

各教員は、所属する学部の策定する教員・教員組織の編成方針に明示する学生への学習の 質保証と、所属する学部・研究科等の教育方針(DP及びCP)に対して責任を担う。

≪事務職員個人≫

学園ビジョンに基づいた組織目標の達成に向けて事務職員一人ひとりが目標を持って仕事に取組むことを定め(人的資源管理の基本方針)、これに基づいた「事務職員人事制度」により、業務に関する自己点検および自己評価を行う。また、SD活動や研修への参加を通じて意欲や能力の向上に努め、所属長による客観的かつ公平な人事評価を行う。

各事務職員は、従事する職務に対して責任を担う。

4. 学生等の意見の反映

内部質保証として、学生や卒業生等の意見を聞く機会を定期的に設ける等、方法を充実させることとし、改善・向上に向けた方策に反映させる。

5. 改善・向上に向けた意思決定プロセス

法人・大学点検評価委員会は、自己点検・評価結果(長所、問題点等)および外部評価結果に基づいた改善事項を学長へ報告・提案する。学長は、改善事項に関して教学マネジメントに関わる目標・計画等を策定し、大学評議会、大学院評議会での承認手続き後、大学の行動計画に盛り込み理事会へ報告する。法人・大学点検評価委員会は、内部質保証の推進に責任を負う組織として、大学の行動計画および各部局等の教育・研究活動等の計画の円滑な実施について常に把握し、取り組みを推進させる。

(「大学基準」*は、大学基準協会が行う大学評価(認証評価)の基準となるもの)